

福祉ニュース 18-22 訪問介護 生活援助中心の基準が告示されました。【福祉】

2018 年度の介護報酬改定によって訪問介護の生活援助サービスの利用回数が著しく多い場合、本年 10 月からケアプランの市区町村への届け出が義務化される事となっています。

この改定に伴い、利用回数等の基準案に対するパブリックコメントが募集されていました。結果として、165 件の意見が寄せられましたが、利用回数は基準案通りとなることが告示されています。

告示されている利用回数の基準は以下となっています。

- 要介護 1 – 月 27 回**
- 要介護 2 – 月 34 回**
- 要介護 3 – 月 43 回**
- 要介護 4 – 月 38 回**
- 要介護 5 – 月 31 回**

本件のパブリックコメントの結果については、以下よりご確認ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170418&Mode=2>